

# 経済要録

## 国内

### ◆年金自主運用検討会の報告書について

年金自主運用検討会（厚生大臣の研究会）は、9月1日、報告書を発表した。同報告書の概要は以下のとおり。

#### 1. 年金積立金の意義と年金積立金運用の基本的考え方

##### (1) 年金積立金の意義

- 我が国の年金は、世代間扶養の考え方を基本としつつも、世代間の負担の不公平を是正するため、年金積立金を保有し、その運用収入によって、将来の保険料負担の増加を抑制する方式（修正積立方式）を採用
- 運用収入の如何によって将来の保険料負担が影響を受けることを考えれば、年金積立金は専ら保険料拠出者の利益のために運用することが必要

##### (2) 年金積立金運用の基本的考え方

###### ① 年金積立金の性格

- 年金積立金は、長期の資金であり、また、安全性・確実性及び有利性・効率性が求められる資金

###### ② 年金積立金運用の基本的考え方

- ア 年金財政との整合性の確保——運用の基本方針の策定
  - 年金積立金の性格を踏まえ、年金財政

の長期的な収支見通しと整合性を持った運用を行うため、運用の目標、政策的資産構成割合等を定めた年金積立金運用の基本方針の策定が不可欠（別紙1参照）

#### イ 長期的観点に立った分散投資

- 債券、株式等様々な資産に長期的に分散投資することにより、資産全体の収益率のぶれを小さくし、より高い収益率を期待することが可能。このため、年金積立金の運用に当たっては、適度な収益率のぶれを許容した上で、長期的な総合収益の確保を目指して各種資産への分散投資を行うことが適当

#### 2. 年金積立金運用の現状と問題点

##### (1) 資金運用部への預託義務

- 年金積立金については、資金運用部への預託が義務付けられているため、原則国債金利での運用となっており、年金積立金の性格や年金積立金運用の基本的考え方を踏まえた運用ができない。

##### (2) 年金福祉事業团による市場運用

- 年金福祉事業团の市場運用は、利払いや償還期限のある借入金の運用であり、長期的視点に立った年金積立金本来の運用とはなっておらず、抜本的に見直すことが必要

### 3. 資金運用部への預託義務の廃止と自主運用の確立

- 年金積立金は、年金制度運営全般について権限と責任を有する保険者（厚生大臣）がその判断により、保険料拠出者の利益のため、年金積立金に最もふさわしい方法で運用（自主運用）すべきであり、預託義務を廃止し、自主運用することができる仕組みに再構築すべき。
- 自主運用に当たっては、保険者（厚生大臣）を始め、運用に携わる全ての者について権限と責任を明確にし、受託者責任（忠実義務、注意義務）を課すとともに、情報開示の徹底、保険料拠出者による監視機能等の充実を図るべき。
- 預託義務が廃止された場合、財政投融资に資金を供給する手段としては、任意の預託や財投債・政府保証のない財投機関債の購入等が考えられる。公的年金としては、保険料拠出者の利益になると判断される場合に、主体的に、任意の預託又は財投債・財投機関債の購入を行う。

### 4. 年金積立金運用の新たな仕組み

自主運用を確立するとともに、その責任体制を明確化するため、以下のような年金積立金運用の新たな仕組みを構築すべき。

#### (1) 年金積立金の運用の基本方針の策定

- 保険者（厚生大臣）が、保険料拠出者の代表等からなる「運用委員会」（仮称）（(2)参照）の意見に基づき、運用の基本方針を策定（別紙1参照）

#### (2) 保険料拠出者の代表等からなる運用委員会の設置

- 保険料拠出者の代表や金融・経済の専門家が参加する「運用委員会」を設け、年金積立金の運用全般について諮問に応じるとともに、意見具申・建議を行い、また、年金積立金の運用状況を監視。保険者（厚生大臣）は「運用委員会」の意見を尊重（別紙2参照）

#### (3) 民間運用機関による市場運用の実施

- 年金積立金の市場での実際の運用は、基本的には、運用の専門家である民間運用機関（信託銀行、生命保険会社、投資顧問会社等）に委託して実施
- 年金積立金については、資金量が巨額にのぼること、危険分散を図る必要があること、運用機関間の競争を促進する必要があること等から、海外を含む多くの民間運用機関に委託することが必要

#### (4) 運用管理機関による民間運用機関の管理

- 多くの民間運用機関に運用を委託する場合、政策的資産構成割合の維持、効率的・効果的な運用等の観点から、運用管理の業務を行うことが不可欠（別紙1参照）
- 運用管理業務を行う組織については、専門性の確保、民間活力の活用、責任体制の明確化、公平・公正、透明性の確保といった要件を満たすことが必要
- 国が運用管理業務を行う場合、専門的知識を有する人材を確保することが困難であること、行政の肥大化につながるおそれがあること等から、適当でない。国とは別の

公的性格を有する組織の運用管理機関を設け、運用管理業務を行わせることが現実的

(5) 保険者等の忠実義務及び注意義務

- 責任体制を明確にする観点から、英米における受託者責任（忠実義務、注意義務）の精神をできるだけ取り入れ、運用関係者（保険者、運用管理機関、民間運用機関等）が果たすべき義務を法令により明確化することが必要
- 運用関係者は、市場変動による運用の結果については、責任を負うものではないが、注意義務等に違反した場合には、責任を問われる。また、運用関係者が注意義務等を果たしたかどうかは、職務遂行の時点を基準として、投資判断を含む職務遂行の過程において注意義務等を十分果たしていたかどうかで判断されるべき。

(6) 情報開示の徹底

- 保険者（厚生大臣）は、保険料拠出者に対し、運用の方針、運用状況等を説明する責任を有していることから、できるだけ詳

細に情報開示を行うことが必要

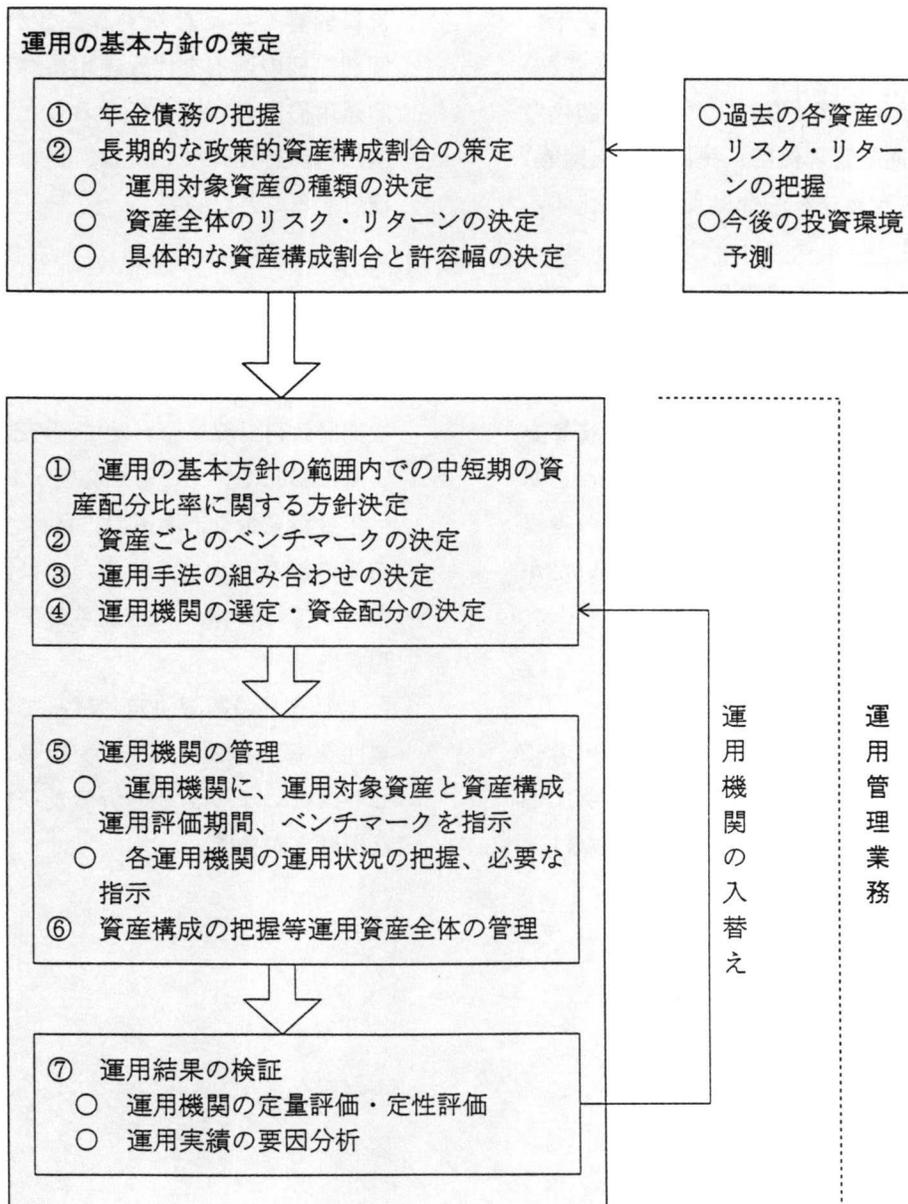
(7) その他

- 運用に当たっては、国等が民間企業の経営に影響を与えたりすることがないように、個別銘柄の選択を伴う運用については、民間運用機関の判断に任せるとともに、株主議決権の行使については、何らかの制限を検討することが必要

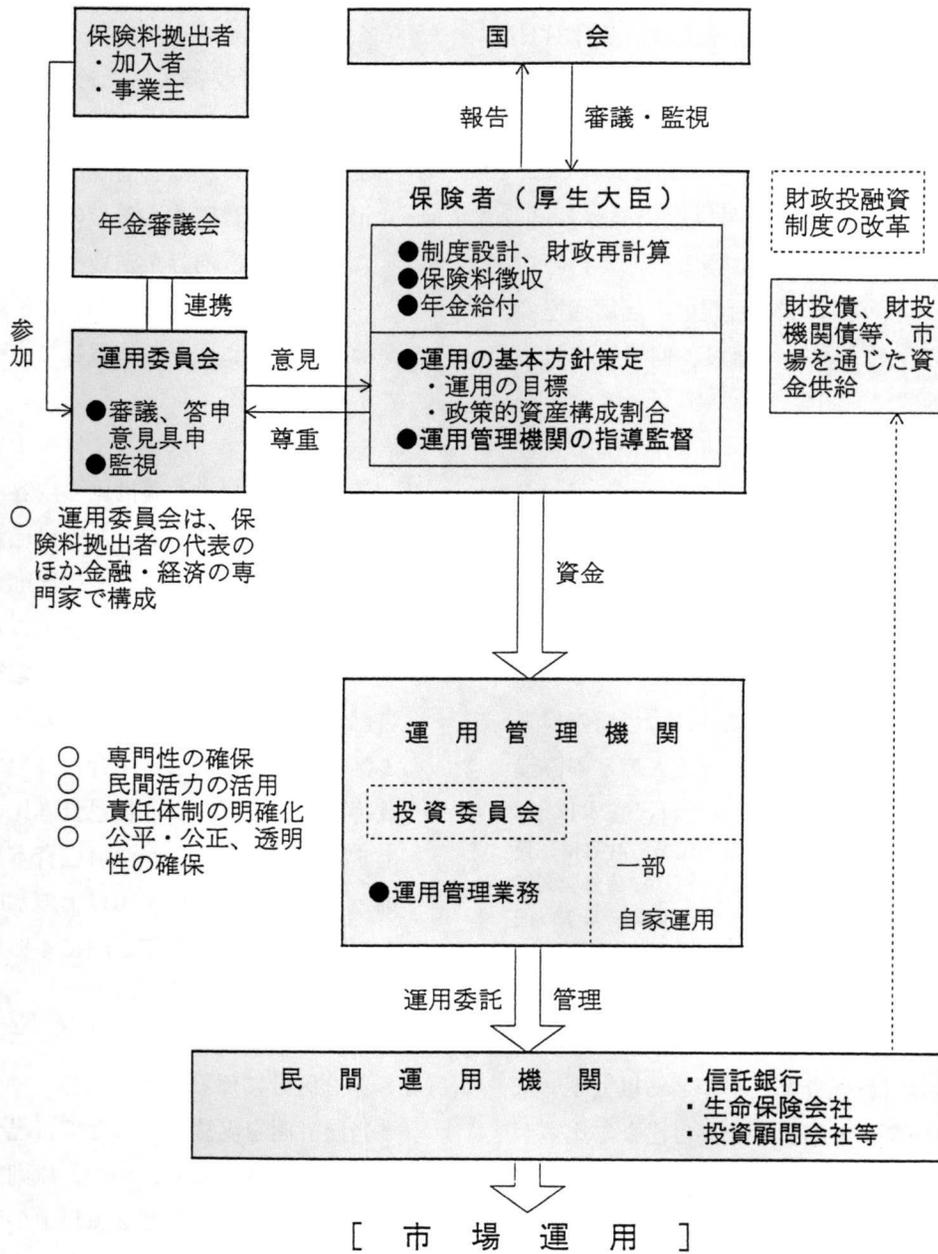
5. 自主運用への移行

- 年金積立金の自主運用については、早急に実施することが必要であり、平成11年の次期財政再計算に合わせて制度改正を行い、実施に移していくことが必要
- 年金積立金を市場運用に移行させる場合、市場の混乱を小さくするために、その規模については、徐々に増加させていくことが現実的
- 本年6月の閣議決定に従って年金福祉事業団を廃止する場合には、市場に混乱を生じさせないように、その資産及び負債の円滑な引継ぎが必要

運用の基本方針と運用管理業務



年金積立金運用の新たな仕組み（試案）



## ◆大蔵省、早期是正措置の運用基準に関する通達を发出

大蔵省は、9月3日、早期是正措置の運用基準に関する通達を发出した。同通達は、7月31日に发出された、早期是正措置の内容等を定めた大蔵省令の運用基準を定めたもの（早期是正措置に係る命令等の基本的なスキームについては、『日本銀行月報』1997年9月号「経済要録」『早期是正措置に関する大蔵省令等について』の項参照）。このうち、銀行法施行規則の運用通達の主な内容は以下のとおり（なお、他業態に対する通達も基本的に同内容）。

### 1. 命令発動の前提となる自己資本比率

(1) 決算状況表（中間期にあつては中間決算状況表）により報告された自己資本比率（但し業務報告書の提出後は、これにより報告された自己資本比率）。

(2) 上記が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された自己資本比率。

（注）本通達における自己資本比率の計数は、便宜上、国内基準の数値を用いるが、海外営業拠点を有する銀行については国際統一基準（国内基準値の2倍の計数）として読み替える。

### 2. 早期是正措置の命令の内容と運用基準

(1) 第1区分（自己資本比率が2%以上4%未満の先）の命令と第2区分（自己資本比率が0%以上2%未満の先）の命令の相違

①第1区分の命令（経営改善計画の提出及びその実行に係る命令）

計画全体としての経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては基本的に銀行の自主性を尊重する。

②第2区分の命令（自己資本充実に資する個別の措置に係る命令）

・当該銀行は自己資本比率が経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものであるので、個々の措置は当該銀行の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該銀行の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定める。

・銀行が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要。

(2) 第1区分に係る改善計画の内容

当該計画を実施することで自己資本比率が毎年向上するもので、かつ、原則として3年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画。ただし、当該銀行が本来の自己資本比率の区分より上位の区分である第1区分として扱われる場合については、当該改善計画の実行により自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ自己資本比率が、原則として1年以内に2%以上の水準を達成した後、原則として3年以内に4%以上の水準を達成する内容の計画。

(3) 第2区分に係る措置の内容

当該計画を実施することで自己資本比率が毎年向上するもので、かつ、原則として2年以内に自己資本比率が2%以上の水準を達成するための自己資本充実に資する措置。ただし、当該銀行が本来の自己資本比率の区分より上位の区分である第2区分として扱われる場合については、自己資本比率が毎年向上す

るものであり、かつ自己資本比率が、原則として1年以内に0%以上の水準を達成した後、原則として2年以内に2%以上の水準を達成するための自己資本の充実に資する措置。

(4) 自己資本比率改善までの期間

基本的には上記(2)、(3)を目処とするが、銀行が策定する経営改善のための計画等は当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものであるべき。したがって、当該銀行の市場との関係の程度によっては、市場の信認を早急に回復させるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。例えば、国際統一基準適用銀行であれば少なくとも1年以内(原則として翌決算期まで)に自己資本比率を8%以上の水準に回復する計画であることが必要。

(※本項目は信用金庫、信用組合に係る通達には含まれていない。)

3. 銀行が提出する自己資本比率の改善計画の合理性の判断基準

銀行法施行規則第21条の3第1項の「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」(※当該銀行が、速やかに自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を大蔵大臣に提出した場合には、上位の区分の命令が発動されうる)の合理性の判断基準は以下のとおり。

(1) 自己資本比率が0%未満の銀行の場合は、

銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画が必要であり、自己資本比率が、原則として1年以内に0%以上の水準を確実に達成する内容の計画であること。

(2) 自己資本比率が0%以上2%未満の銀行の場合は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画が必要であり、自己資本比率が、原則として1年以内に2%以上の水準を確実に達成する内容の計画であること。

4. 計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は原則として每期(中間期を含む)報告することが必要であり、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中に新たな命令は発出されない。

5. 貸借対照表の修正

自己資本比率が2%未満の銀行は、原則として有価証券等の資産を時価評価し、これにより修正した貸借対照表を提出する。

◆平成10年度一般会計予算の概算要求について

大蔵大臣は、9月9日、平成10年度の一般会計概算要求および財政投融资計画要求を閣議報告した。その概要は以下のとおり。

平成10年度一般会計概算要求（主要経費別）

(単位 億円、%)

	平成9年度当初予算	平成10年度概算要求	前年度比
一般歳出	451,067	447,899	△0.7
社会保険関係費	145,501	148,501	2.1
文教及び科学振興費	63,389	64,178	1.2
(参考)科学技術振興費	8,446	8,851	4.8
恩給関係費	15,973	15,509	△2.9
国防関係費	49,475	49,414	△0.1
公共事業関係費	97,447	86,625	△7.0
物流効率化による経済構造改革特別枠	-	1,500	
生活関連等公共事業重点化枠	-	2,500	
経済協力費	10,912	9,829	△9.9
(参考)政府開発援助費	11,687	10,517	△10.0
中小企業対策費	1,865	1,865	△0.0
エネルギー対策費	6,860	6,857	△0.0
主要食糧関係費	2,692	2,692	0.0
産業投資特別会計へ繰入	1,715	1,715	0.0
その他の事項経費	51,737	53,213	2.9
予備	3,500	3,500	0.0
国債費	168,023	180,558	7.5
地方交付税交付金	154,810	177,079	14.4
合計	773,900	805,535	4.1

(注) 前年度予算額は、10年度予算額との比較対照のため、組替えをしてある

平成10年度財政投融资計画要求

(単位 億円、%)

	平成9年度 当初計画	平成10年度 計画要求	前年度比
住宅関連機関	116,323	110,540	△5.0
住宅金融公庫	106,473	99,382	△6.7
住宅・都市整備公団	9,850	11,158	13.3
中小企業関連機関	52,597	50,121	△4.7
うち国民金融公庫	31,700	30,700	△3.2
中小企業金融公庫	16,900	15,300	△9.5
環境衛生金融公庫	3,410	3,300	△3.2
その他公庫・銀行	30,385	29,885	△1.6
うち日本開発銀行	13,550	13,100	△3.3
日本輸出入銀行	10,600	10,000	△5.7
その他の公団・事業団等	87,956	98,376	11.8
うち国有林野事業特別会計	2,770	2,521	△9.0
年金福祉事業団	19,699	23,833	21.0
社会福祉・医療事業団	4,304	3,645	△15.3
日本道路公団	21,900	20,236	△7.6
首都高速道路公団	4,002	3,697	△7.6
阪神高速道路公団	4,159	3,108	△25.3
本州四国連絡橋公団	3,097	1,887	△39.1
海外経済協力基金	4,934	4,440	△10.0
日本国有鉄道清算事業団	9,035	8,687	△3.9
国鉄長期債務整理特別会計(仮称)	-	13,041	-
地方	106,010	85,550	△19.3
地方公共団体	86,000	69,100	△19.7
公営企業金融公庫	20,010	16,450	△17.8
一般財投分計(A)	393,271	374,472	△4.8
郵便貯金特別会計	75,000	80,000	6.7
年金福祉事業団	25,300	28,000	10.7
簡易保険福祉事業団	20,000	20,000	0.0
資金運用事業分計(B)	120,300	128,000	6.4
総計(A)+(B)	513,571	502,472	△2.2

## ◆日本銀行の組織運営の見直しについて

日本銀行は、9月12日、「組織運営の見直しについて」を発表した。その内容は以下のとおり。

日本銀行では、先般6月の日本銀行法改正を受けて、「開かれた独立性」という新法の理念を実行に移していくにはどのような組織運営面での見直しが適当か鋭意検討を進めてきたが、このうちまず機構改革および保有資産の処分に関する方針を以下のとおり決定した。

### 1. 機構改革

本部機構については、別紙のような方向で、来年4月に組織改編を実施する。これは、政策委員会を軸とした政策運営・業務執行体制を確立するとともに、本行に負託された中央銀行としての使命の十全かつより効率的な遂行を目指すものである。なお、局室の構成は、現行の13局2室1研究所から10局5室1研究所となる。

支店については、地域経済のニーズ等を慎重に見極めつつ、支店の合理的配置という観点から見直しの余地はないかどうかの検討作業に入ることとする。

### 2. 保有資産の処分

効率経営を目指し、舎宅集約化等により遊休化する不動産の売却を引き続き積極的に推進するほか、ゴルフ会員権についても、順次、処分を進めていく。

### 本部機構の主な見直し事項

#### 1. 政策委員会事務局の機能強化

——秘書室は政策委員会室に吸収合体

——政策広報部署の強化と政策委員会室への移転

——政策委員会室に法的側面に重点をおいた調整部署を設置

#### 2. 監事へのバックアップ体制強化

——専任担当スタッフ（監事付き参事補等）を配置

#### 3. 執行ラインの短縮化および役員分掌の見直し

——現行の企画局、信用機構局、経営管理局は呼称を室に変更し、そのスタッフは担当理事に直属とする

——役員の方掌は、担当分野の関連性をより重視して再編成（別添参照）

——この結果、局長は3名減となる

#### 4. 検査部署の独立（総裁直属）

#### 5. 営業局の「金融市場局」への改組

——金融市場局は市場調節、内外金融市場および市場参加金融機関のサーベイランス等を所掌

——内外市場調査の一体化

### 執行部役員を担当

総裁・副総裁	政策委員会室、検査室、金融研究所、国際関係統括
理 事	企画室、金融市場局
理 事	調査統計局、情報サービス局
理 事	信用機構室、考査局
理 事	経営企画室、人事局、文書局、業務局、発券局、電算情報局
理 事	国際局
（理 事	大阪支店長囑託）

- (注) 1. 上記下線の3室には室長を設けず、室員は担当理事に直属とする。  
2. 上記役員の担当は、将来、情勢の変化等に  
応じて適宜変更するものとする。

## ◆大蔵省、証券総合口座の導入に関する通達を发出

大蔵省は、9月17日、証券総合口座の導入に関する通達を发出した。これは、7月31日に大蔵省が発表した「金融・証券関係の規制の撤廃等について」(『日本銀行月報』1997年9月号「経済要録」参照)の中で、証券総合口座の導入を10月1日から可能としたことから、関連通達の改正を行ったもの。その主な内容は、証券会社の兼業業務に公共料金等の収納代行業務を加える等。

## ◆一般債のローリング決済移行の決定について

日本証券業協会は、9月24日の理事会で、一般債の決済方式を従来の「月3日(10日、20日、月末)決済」から「T+7日のローリング決済(約定から7営業日後の毎営業日決済)」に移行することを決定した。実施は1997年11月26日約定分(1997年12月5日決済分)からの予定。

また、全国銀行協会連合会も、9月18日、証券専門委員会を開催し、同内容を決定している。

## ◆政府、「特殊法人等の整理合理化について」を閣議決定

政府は、9月24日、「特殊法人等の整理合理化について」を閣議決定した。その内容は以下のとおり。

下記の特特殊法人等については、「特殊法人の整理合理化について」(平成7年2月24日閣議決定)等に基づく事項に合わせ、次の方針により整理合理化を推進する。

これらを通じ、政策金融機関は、官民の役割分担を踏まえ、民間金融の補完に徹し、業務の減量化・重点化に努めるとともに、将来にわたる財政負担を含め、財政依存の抑制に努めるものとする。

### 記

#### 1 日本開発銀行

(1) 平成11年の通常国会において法律改正を行うことにより、日本開発銀行を廃止し、同時に、同行が担当してきた業務を新たな視点から減量再編成したものを担当させるため、新銀行を設立する。

同行の債権・債務は、新銀行に承継する。  
新銀行の名称は別途検討する。

(2) 新銀行の業務分野は、

イ これまで日本開発銀行の地域開発融資及び北海道東北開発公庫の融資が対象としてきた地域整備関連分野

ロ 環境対策、防災対策等の社会的要請に応える生活基盤関連分野を中心とし、

ハ これまで日本開発銀行が対象としてきた産業分野については、我が国の経済活力を維持するため戦略的に重要であり、かつ、融資期間等から民間金融機関によっては対処できないもの

に限定する。

(3) 上記の業務再編に伴い、

イ 地域振興整備公団の融資業務は新銀行に移管する。

ロ 環境事業団の融資業務は新銀行に移管する。

ハ 産業基盤整備基金の業務分野は新銀行においても対象とする。

ニ 日本開発銀行の航空機購入向け融資は日本輸出入銀行に移管し、また、食品工業向け融資は農林漁業金融公庫に移管する。

なお、新銀行の業務において、従来、北海道東北開発公庫、地域振興整備公団、環境事業団の対象であった分野への金融が十全に確保されるための措置を講じる。

## 2 北海道東北開発公庫

(1) 同公庫は、平成11年の通常国会において法律改正を行うことにより廃止し、上記1の新銀行に統合する。

(2) 同公庫に係る「むつ小川原開発」及び「苫小牧東部開発」の両プロジェクトについては、新銀行設立までの間に、関係省庁、地方公共団体、民間団体等関係者間において、その取扱いについて協議の上、結論を得るものとする。

## 3 日本輸出入銀行・海外経済協力基金

(1) 「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」(平成7年3月31日閣議決定)は、既定方針どおり実施する。

(2) 上記方針の実施に当たって、次により、両機関の業務の減量・効率化を図る。

### イ 日本輸出入銀行

① 一般投資金融について減量化することとし、特に先進国向け融資については、貿易摩擦回避、国際的共同開発など政策緊要度の高い案件に限るものとする。

② 製品輸入金融の対象品目を見直すこととし、貿易摩擦回避、対外収支不均衡是正及び国民生活に不可欠な物資サービス

の供給に資する案件に限るものとする。

③ 輸銀融資について、原則として民間銀行の保証を求めることを廃止する。

### ロ 海外経済協力基金

円借款の供与について、より一層国民の理解と支持を得るため、対象の重点化等、供与国たる我が国の存在がより明らかになるための改善措置を講じる。

## 4 国民金融公庫・環境衛生金融公庫

(1) 両機関は、平成11年の通常国会において法律改正を行うことにより統合する。

新機関の名称は別途検討する。

(2) 環境衛生金融公庫設立当時の経緯に照らし、新機関の業務運営上特別の融資枠を設定し、専門担当部門を設置する。

## 5 商工組合中央金庫

(1) 中小企業向け政策金融機関としての機能を維持しつつ、経営の効率化、民間資金の導入などにより、自立化を図る。

(2) 平成10年度以降、追加政府出資は、災害等特別な事情のある場合を除き、行わない。政府既出資分については、金融市場において十分な信用力が確立されるまでの間、現状のまま存続させる。

## 6 中小企業金融公庫

国民金融公庫との貸付分野の調整について、原則として、国民金融公庫にあっては従業員数20人以下を対象とし、中小企業金融公庫にあっては従業員数21人以上を対象とする。

## 7 中小企業信用保険公庫・中小企業事業団

(1) 平成11年の通常国会において法律改正を行

い、中小企業施策の総合的・効率的推進、都道府県との連携の一層の強化を図るため、両機関は統合する。

新機関の名称は別途検討する。

- (2) 新機関においては、中心市街地活性化、小売商業対策、金融ビッグバンに対応するための中小企業の体質強化策等の信用保険業務、高度化融資業務等の充実・強化を図る。

## 8 住宅金融公庫

- (1) 景気対策として制度化された特別割増融資制度について、段階的に縮小し、融資残高の増大を抑制する。
- (2) 宅地造成等地域開発関連の事業者（地方公共団体の住宅公社、民間デベロッパー等）向けに行う宅地造成融資について、対象プロジェクトの内容に応じ、他の政府関係金融機関との業務分担の在り方につき見直しを行う。
- (3) 建売住宅・マンション建設について、品質に係るトラブルが発生している実情に照らし、公庫融資利用者の信頼を確保するため、公庫の審査等を充実する。
- (4) 金融システム等の改革のための法制の整備及び財政投融资制度の見直しの作業の進捗に応じ、既往貸付の証券化や公庫債の発行を検討し、融資残高の縮減を行う。

## 9 公営企業金融公庫

- (1) 地方公共団体の意向をより一層業務運営に反映させるため、新たに公営企業の代表者等からなる運営協議会を設置するとともに、公営企業の代表を理事に加える。
- (2) 河川、道路、高等学校、公営住宅に係る一般会計事業貸付については、縁故債等の手段による資金調達が困難な団体に限定するこ

となどにより、事業を縮小する。

- (3) 国庫からの補給金は、3年間で段階的に廃止する。
- (4) 債券発行に当たっては、効率性の観点から、適切に市場選択を行う。

## ◆政府、「財政構造改革の推進に関する特別措置法案」を閣議決定

政府は、9月26日、「財政構造改革の推進に関する特別措置法案」を閣議決定した。同法案は、財政構造改革会議が本年6月3日に発表した「財政構造改革の推進方策」、及びそれを受けて同日閣議決定された「財政構造改革の推進について」（『日本銀行月報』1997年8月号「経済要録」参照）に沿い、その内容のうち法律化すべきものを盛り込んだもの。同法案の概要は以下のとおり。

### 第1 総則

#### 1 目的

この法律は、国及び地方の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、次の事項を規定。

- (1) 財政構造改革の推進に関する国の責務
- (2) 財政構造改革の当面の目標及び国の財政運営の当面の方針
- (3) 各歳出分野における改革の基本方針・集中改革期間における主要な経費の量的縮減目標
- (4) 政府が講ずべき制度改革等
- (5) 地方財政の健全化

#### 2 財政構造改革の趣旨

財政構造改革は、将来に向けて更に効率

的で信頼できる行政を確立し、安心して豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現することが緊要な課題であることにかんがみ、経済構造改革を推進しつつ、財政収支を健全化し、これに十分対応できる財政構造を実現するために行われるもの。

- 3 財政構造改革の推進に関する国の責務  
国は、財政構造改革の趣旨にのっとり財政構造改革を推進する責務を有する。
- 4 財政構造改革の当面（平成15年度まで）の目標
  - ① 国・地方の財政赤字の対GDP比3%以下
  - ② 特例公債脱却及び公債依存度を引下げ
- 5 財政赤字の対国内総生産比の公表  
平成10年度から15年度の各年度において財政赤字の対GDP比の見込み値及び実績値を計算して公表。
- 6 国の財政運営の当面の方針
  - (1) 国は、財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、財政運営に当たり、一般歳出の額を抑制するとともに、官と民、国と地方の役割の見直し等の観点を踏まえ、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進。
  - (2) 政府は、平成10年度の当初予算を作成するに当たり、一般歳出の額が平成9年度の当初予算における一般歳出の額を下回るようにする。

第2 各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間における主要な経費の量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等

#### 一 社会保障

- 1 社会保障関係費に係る改革の基本方針  
社会保障制度の構造改革を進め、高齢化等に伴い必要となる社会保障関係費の増加額をできる限り抑制。
- 2 社会保障関係費の量的縮減目標
  - (1) 平成10年度の当初予算は、平成9年度の当初予算の額に3,000億円を加算した額を下回ること。
  - (2) 平成11年度・12年度の当初予算の額は、前年度の当初予算の額におおむね100分の102を乗じた額を上回らないこと。

(注) 社会保障関係費の範囲は、集中改革期間の各年度の当初予算で定める。なお、他の「主要な経費」についてもこれと同様の方法でその範囲を定める。
- 3 医療保険制度改革に関する検討  
医療保険制度の安定的運営を図るため、平成12年度までのできるだけ早い時期に、医療保険制度等の抜本的な改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること等
- 4 年金制度改革に関する検討  
集中改革期間中において最初に行われる財政再計算において、年金給付の在り方、保険料率の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること等

## 5 社会保険事業の事務費に係る国庫負担等の抑制

社会保険事業（年金事業等）の事務費に係る国庫負担等を抑制するため、国民年金法、国民年金特別会計法、厚生保険特別会計法、国家公務員共済組合法等について、平成10年度から15年度までの特例を規定。

## 6 雇用保険制度の見直し

平成10年度予算の成立の日までのできるだけ早い時期に、高年齢求職者給付金の在り方について廃止を含めて見直し、失業等給付に係る国庫負担の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

## 二 公共投資

### 1 公共事業予算に係る改革の基本方針

公共事業に係る予算について、経済構造改革を早急に推進する必要性、国と地方との適切な役割分担等の課題に対応できるよう、重点化及び効率化。

### 2 公共投資関係費の量的縮減目標

(1) 平成10年度の当初予算の額が平成9年度の当初予算の額に100分の93を乗じた額を上回らないこと。

(2) 平成11年度・12年度の当初予算の額が前年度の当初予算の額を下回ること。

### 3 公共事業長期計画の期間の延長

森林整備事業計画、治山事業5箇年計画、治水事業5箇年計画、港湾整備5箇年計画、特定交通安全施設等整備事業5箇年計画、下水道整備5箇年計画、都市公園等整備5箇年計画、廃棄物処理施設整備計画の2年延

長のための所要の措置。

## 三 文教

### 1 文教予算に係る改革の基本方針

文教予算について、児童又は生徒の数の減少に応じた合理化、受益者負担の徹底等の観点から、義務教育及び国立学校に対する一般会計の負担並びに私立学校に対する助成等の在り方について見直し、抑制。

### 2 国立学校特別会計への繰入れ・私立学校に対する助成の総額の量的縮減目標

(1) 集中改革期間の各年度の当初予算における国立学校特別会計への一般会計からの繰入金の額が前年度の当初予算の額を上回らないこと。

(2) 集中改革期間の各年度の当初予算における私立学校助成費（経常費補助）の額が前年度の当初予算の額を上回らないこと。

### 3 教職員改善計画の計画期間の2年延長

教職員改善計画の計画期間の2年延長のための所要の措置。

## 四 防衛

### 1 防衛関係費に係る改革の基本方針

我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、防衛関係費について、財政構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制。

### 2 防衛関係費の量的縮減目標

集中改革期間の各年度の当初予算の防衛関係費（SACO関連経費を除く。）の額が

前年度の当初予算の額を上回らないこと。

## 五 政府開発援助

### 1 政府開発援助に係る改革の基本方針

政府開発援助について、量的拡充から質の向上へ転換。

### 2 政府開発援助費の量的縮減目標

(1) 平成10年度の当初予算の額が平成9年度の当初予算の額に10分の9を乗じた額を上回らないこと。

(2) 平成11年度・12年度の当初予算の額が前年度の当初予算の額を下回ること。

## 六 農林水産

### 1 農林水産関係予算に係る改革の基本方針

農林水産業の担い手に対して施策を集中的に行い、市場原理の一層の導入等を図ることにより、農林水産関係予算について、重点化及び効率化。

### 2 主要食糧関係費の量的縮減目標

集中改革期間の各年度の当初予算の額が前年度の当初予算の額を上回らないこと。

## 七 科学技術

### 1 科学技術振興費に係る改革の基本方針等

(1) 科学技術基本計画の実施に当たり、原子力、宇宙開発、防衛等に係る研究に関する経費を極力抑制。同計画の弾力的な取扱い。

(2) 科学技術振興費について、重点化及び効率化を進めるとともに、集中改革期間中においては科学技術振興費以外の経費との均衡に配慮。

### 2 科学技術振興費の量的縮減目標

(1) 平成10年度の当初予算の額が平成9年度の当初予算の額におおむね100分の105を乗じた額を上回らないこと。

(2) 平成11年度及び平成12年度の当初予算の対前年度増加額をできる限り抑制。

### 3 研究開発機関等の統合又は廃止に関する計画の作成

集中改革期間中に、国の試験研究機関、特殊法人等の統廃合計画を作成。

## 八 エネルギー対策

### 1 エネルギー対策に係る改革の基本方針

石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計のすべての歳出を見直し、一般会計からの繰入額を縮減。

電源開発促進対策特別会計について、すべての歳出を見直し、電源立地対策及び電源多様化対策を一層効率化。

### 2 エネルギー対策費の量的縮減目標

集中改革期間の各年度の当初予算の額が前年度の当初予算の額を上回らないこと。

## 九 中小企業対策

### 1 中小企業対策費に係る改革の基本方針

中小企業対策費について、中小企業者等の活力及び地方公共団体の役割を尊重する観点から、すべての歳出を見直し。

### 2 中小企業対策費の量的縮減目標

集中改革期間の各年度の当初予算の額が前年度の当初予算の額を上回らないこと。

## 十 人件費の抑制

集中改革期間中においては、適切な措置を講ずることにより、人件費の総額を極力抑制。

## 十一 その他の事項に係る経費の抑制

集中改革期間の各年度の当初予算のその他の事項に係る経費が、前年度の当初予算の額を極力上回らないよう、抑制。

## 十二 補助金等の見直し

### 1 補助金等の見直し

社会経済情勢の変化、官と民、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、すべての分野において、国の補助金等を見直し。

### 2 地方公共団体に対して交付される補助金等の削減等

(1) 制度等見直し対象補助金等は、制度又は施策の見直しや事業等の見直しを行うことにより、削減又は合理化を図る。

(2) その他補助金等は、集中改革期間の各年度の当初予算の所管ごとの額が前年度の当初予算の所管ごとの額に10分の9を乗じた額を上回らないようにする。

(注) 地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付される補助金等も同様。

### 3 特殊法人等に対して交付される補助金等の削減等

交付の対象となる事業等の見直しを行うことにより、削減又は合理化を図る。

### 4 補助金等の交付の決定に関し各省各庁の長が講ずべき措置

各省各庁の長は、補助金等の交付決定額等の下限を定めること、補助金等の交付決定の概要等を公表すること等の措置を講ずる。

## 第3 地方財政の健全化

### 1 財政構造改革の推進に関する地方公共団体の責務

地方公共団体は、財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、財政構造改革に努め、その財政を自主的かつ自立的に健全化。

### 2 地方公共団体に対する行財政上の措置

政府は、地方公共団体の財政の自主的かつ自立的な健全化が円滑に推進されるよう、地方公共団体に対し、適切に行政上及び財政上の措置を講ずる。

### 3 地方一般歳出の額の抑制等のための措置

(1) 政府は、財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、地方一般歳出の額が抑制されたものとなるよう、必要な措置を講ずる。

(2) 政府は、平成10年度の地方財政計画における地方一般歳出の額が、平成9年度の地方一般歳出の額を下回るよう、必要な措置を講ずることとする。

## 第4 附則

政府は、この法律の施行後必要に応じ、財政構造改革の実施状況等を勘案し、国及び地方公共団体の財政の在り方について検討を加え、財政構造改革の当面の目標の達成のため必要があると認めるときは、更なる歳出の改革と縮減のための措置を講ずることとする。

◆現行金利一覧 (9年10月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 ( ) 内 前回水準
公定歩合		
・ 商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とする 貸付利子歩合	0.5	7.9.8 (1.00)
・ その他のものを担保とする 貸付利子歩合	0.75	7.9.8 (1.25)
短期プライムレート	1.625	7.9.14 (2.0)
長期プライムレート	2.3	9.10.15 (2.5)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・ 日本開発銀行	2.40	9.10.15 (2.50)
・ 中小企業金融公庫、国民金融公庫	2.40	9.10.15 (2.50)
・ 住宅金融公庫	3.00	9.9.16 (3.10)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	2.10	9.10.13 (2.20)
(期間5年~7年)	2.25	9.10.13 (2.35)
(期間7年以上)	2.40	9.10.13 (2.50)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件 (9年10月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	<10月債> <u>2.139</u>	<9月債> 2.249
	表面利率 (%)	<u>2.2</u>	2.3
	発行価格 (円)	<u>100.50</u>	100.41
割引国債 (5年)	応募者利回り (%)	<9月債> <u>1.626</u>	<7月債> 1.904
	同税引後 (%)	<u>1.321</u>	1.545
	発行価格 (円)	<u>92.25</u>	91.00
政府短期証券 (60日)	応募者利回り (%)	(7年9月13日発行分~) <9月債> 0.374	(7年7月31日発行分~) <7月債> 0.625
	割引率 (%)	0.375	0.625
	発行価格 (円)	99.9384	99.8973
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	<10月債> <u>2.261</u>	<9月債> 2.361
	表面利率 (%)	<u>2.2</u>	2.3
	発行価格 (円)	99.50	99.50
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	<10月債> <u>2.273</u>	<9月債> 2.374
	表面利率 (%)	<u>2.2</u>	2.3
	発行価格 (円)	99.40	99.40
利付金融債 (3年物)	応募者利回り (%)	<10月債> <u>0.900</u>	<9月債> 1.000
	表面利率 (%)	<u>0.9</u>	1.0
	発行価格 (円)	100.00	100.00
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	<10月債> <u>1.400</u>	<9月債> 1.600
	表面利率 (%)	<u>1.4</u>	1.6
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	<10月後半債> 0.401	<10月前半債> 0.401
	同税引後 (%)	0.331	0.331
	割引率 (%)	0.39	0.39
	発行価格 (円)	99.67	99.67

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。  
2. 利付金融債については募集債の計数。

## 海外

### ◆米国連邦準備制度（FRB） および連邦公開市場委員会 （FOMC）、8月19日開催の 同委員会議事録を公表

10月3日、米国連邦準備制度（FRB）および連邦公開市場委員会（FOMC）は、8月19日に開催された同委員会の議事録を公表した。その主な内容は、以下のとおり。

#### （結論）

現状の金融政策スタンスを維持し、フェデラル・ファンド（FF）レートを概ね5.5%程度に維持することを決定（注）。また、次回開催日までの政策変更の余地としては、準備ポジションに対してきつめの圧力をかけることで、FFレートを上昇させることがあり得ることで一致。

（注）今回合会で、結論部分に当たるディレクティブに、FFレートの水準を記述するよう書き振りの変更を決定。これは、ディレクティブの記述内容をより明確にするとともに、政策変更直後に発表されるプレス・リリースの記述（直近の政策変更時の公表文については、『日本銀行月報』97年5月号経済要録を参照）との整合性を図るためのものであって、FOMCの政策スタンスの変更を意図するものではない。

#### （議論の要点）

（1）米国経済は、引き続き堅調な拡大が続いている。最終需要は、今春に急速な鈍化をみた個人消費がリバウンドする等、明確に回復している。なお、先行きについては、この間に得られた情報は景気全体の見方を変えるもの

ではなく、今後、概ね潜在成長率程度まで成長テンポは緩やかに鈍化していくとみられる。但し、こうした見方はかなりの程度不確実性を伴っており、複数の委員は、リスクがアップ・サイドにあることを指摘した。

より短期の景気を見通すに当たっては、第2四半期にかけて異例の積み上がりをみた在庫投資の動向が重要なものとなる。これまでの在庫投資が、意図せざるものではないにせよ、過大な在庫積み上がりを回避する観点からは、今後その増加テンポは抑制されることになる。他方で、このところの最終需要の回復や企業の楽観的な売上げ見通しからは、今後も比較的速いテンポで在庫が積み増される可能性もある。後者の蓋然性は、高くはないが、仮に現実化した場合には、資源に対する追加的圧力となって、先行きのインフレ・リスクを高めることになろう。

（2）労働市場は非常にタイトで労働者の報酬が加速的に上昇していることを示唆する指標も幾つかみられるが、全体として労働コストは比較的落ち着いており、物価も抑制されている。これには、生産性の上昇や労働以外のコストが抑制されていることも寄与している。しかしながら、委員は引き続きインフレ率が上昇することを懸念しており、とりわけ景気が幾らかでも予想比速いテンポで拡大した場合には、既に持続可能な水準の上限ないしそれを超えているとみられる資源への圧力が増すことになろう。

これまでの雇用コストの緩やかな伸びは、労働者の職確保に対する不安に基づく賃上げ要求の抑制や福利厚生費の伸び抑制等が寄与している。しかしながら、賃金やその他の雇用関連コストが先行き上昇する兆候もみられ始めている。例えば、限定的ながら、労働者の職確保への不安が後退しつつあり、複数のマイクロ情報では医療関連コストの抑制も限界に近付きつつあるとの証左が窺われる。この点について、何人かの委員は、最近の小荷物輸送会社のストライキが契機となって、今後、労働者側が強硬な賃金交渉姿勢をとる可能性があり、雇用の利用率が更に上昇すれば、賃金に重大な上昇圧力がかかり、最終的に価格への転嫁が行われるかもしれない、との懸念を表明した。

(3) 当面の政策運営については、現状の金融政策を維持することで全ての委員が同意した。現在の政策スタンスは、想定する景気展開と整合的であるとみられる。また、現状の実質短期金利は、歴史的にみて高水準にあり、潜在的なインフレ圧力を大幅に高める程、景気刺激的ではない。但し委員は、現状、インフレ率が昂進している証左はなく、現時点での政策変更は必要でないにしても、先行きのインフレ懸念に対して引き続き警戒する必要性を認識した。

次回会合までの政策変更の余地については、先行きのリスクはインフレの上昇にあることから、全ての委員が現状の引き締めバイアスを維持することに同意した。こうした判断は、次回会合までの間に得られる情報によって金融引き締め動く可能性は高くないにしても、次の政策変更が、金融緩和よりもむしろ引き締めにあるとの見方に拠っている。

## ◆欧州委員会、秋季経済見通しを 発表

欧州委員会は、10月14日、秋季経済見通しを発表した。同見通しの主な内容は以下のとおり。

### 1. 実質GDP

(単位 前年比 %)

	95年	96年	97年 (見通し)	98年 (見通し)
E U	2.4	1.8	2.6	3.0
ドイツ	1.9	1.4	2.5	3.2
フランス	2.1	1.5	2.3	3.1
英 国	2.5	2.3	3.3	2.1
イタリア	2.9	0.7	1.4	2.5
*** 日 本	1.4	3.5	1.3	2.3
米 国	2.4	2.8	3.6	2.6

### 2. 失業率

(単位 %)

	95年	96年	97年 (見通し)	98年 (見通し)
E U	10.8	10.9	10.7	10.3
ドイツ	8.2	8.9	10.0	9.8
フランス	11.7	12.4	12.5	12.3
英 国	8.7	8.2	6.4	5.8
イタリア	11.9	12.0	12.1	11.9
*** 日 本	3.1	3.4	3.3	3.1
米 国	5.6	5.4	5.0	4.7

### 3. 個人消費デフレーター

(単位 前年比 %)

	95年	96年	97年 (見通し)	98年 (見通し)
E U	3.0	2.6	2.1	2.2
ドイツ	1.9	1.8	2.1	2.2
フランス	1.6	1.9	1.3	1.5
英 国	2.6	2.6	2.4	2.4
イタリア	5.8	4.3	2.2	2.2
*** 日 本	▲0.5	0.2	1.5	1.1
米 国	2.2	2.4	2.1	2.4

### 4. 一般政府財政収支

(単位 対名目GDP比 % <▲は赤字>)

	95年	96年	97年 (見通し)	98年 (見通し)
E U	▲5.1	▲4.3	▲2.7	▲2.2
ドイツ	▲3.3	▲3.4	▲3.0	▲2.6
フランス	▲5.0	▲4.1	▲3.1	▲3.0
英 国	▲5.5	▲4.9	▲2.0	▲0.6
イタリア	▲8.0	▲6.8	▲3.0	▲3.7
*** 日 本	▲3.7	▲4.4	▲3.4	▲3.0
米 国	▲2.3	▲1.4	▲0.3	0.3

## 5. 一般政府債務残高

(単位 対名目GDP比 %)

	95年	96年	97年 (見通し)	98年 (見通し)
E U	71.0	73.0	72.4	71.5
ドイツ	58.0	60.4	61.8	61.7
フランス	52.5	55.7	57.3	58.2
英国	53.8	54.4	52.9	51.5
イタリア	124.4	123.8	123.2	121.9

## ◆フランス政府、1998年度予算案を閣議決定

フランス政府は、9月24日、1998年度(1998年1～12月)予算案を閣議決定した(表1)。同予算案では、歳出の伸びを物価上昇率並みに抑制する一方、歳入面では、景気回復による自然増収や増税などにより増収増を図り、1997年度の臨時収入であるフランステレコム関連収入の剥落を吸収。この結果、中央政府部門の財政赤字は対名目GDP比率で▲3.1%となり、これに社会保障会計の赤字や地方政府会計等の黒字を加えた一般政府ベースの財政赤字では、対名目GDP比率で▲3.0%となる見通し。

また、1997年度については、7月末に、法人税および対法人キャピタルゲイン課税の引上げや防衛費削減措置等の財政赤字削減策を導入しており、この結果、一般政府ベースの財政赤字は、対名目GDP比率で▲3.1%となる見込み。

(表1) 1998年度予算案の概要(中央政府部門)

(単位 億フラン、%)

	97年度当初予算	98年度予算案	97年度当初比
歳出	15,633	15,897	+1.69
除く国庫特別勘定	15,640	15,853	+1.36
歳入	12,785	13,318	+4.17
収支尻	▲2,848	▲2,579	270億フランの改善
対名目GDP比率	▲2.9	▲3.1	▲0.2%ポイントの悪化
(参考)			
一般政府ベース収支尻	▲3.0	▲3.0	現時点見通し対比
対名目GDP比率	(現時点見通し) ▲3.1		0.1%ポイントの改善

(注) 対名目GDP比率は、マーストリヒト条約の算出基準による。なお、97年度の同比率は、フランステレコム関連収入を含むベース。

なお、フランス政府は、1998年度予算案の閣議決定と同時に、1998年政府経済見通しを発表した(表2)。1998年の同国経済は、物価の安定基調が続く中、輸出の拡大が個人消費および設備投資に波及し、実質GDP成長率は+3.0%(1997年見込みは+2.2%)へ上昇するとの見通しとなっている。

(表2) フランス政府の経済見通し

(単位 前年比、%)

	96年実績	97年見込み	98年見通し
実質GDP	1.2	2.2	3.0
個人消費	1.9	1.0	2.0
民間設備投資	▲1.5	1.8	4.1
輸出	4.8	6.9	5.7
輸入	3.0	4.3	3.8
CPI上昇率(年平均)	2.0	1.3	1.4
貿易収支(億フラン)	900	1,200	1,460

(注) 96年実績は経済財務省発表ベース。

## ◆コンピューター2000年問題に関し、G10中央銀行総裁がプレス声明を発表、また、バーゼル銀行監督委員会がペーパーを公表

G10中央銀行総裁会議は、9月8日(日本時間)、「コンピューター2000年問題の解決に向けて」と題したプレス声明を発表。また、BISバーゼル銀行監督委員会でも、同総裁会議の了承を経て「コンピューター2000年問題：金融機関および銀行監督機関にとっての課題」と題したペーパーを対外公表した。なお、詳細については、『日本銀行月報10月号』「コンピューター2000年問題に関するG10中央銀行総裁名のプレス声明、およびBISバーゼル銀行監督委員会によるペーパーの公表について」を参照。

### ◆ブンデスバンク、政策金利を引き上げ

ブンデスバンクは、10月9日、政策金利を以下のように引き上げることを発表した（（ ）内は実施日）。

	(10月9日)
入札金利	3.00%→3.30%

### ◆フランス銀行、政策金利を引き上げ

フランス銀行は、10月9日、政策金利を以下のように引き上げることを発表した（（ ）内は実施日）。

	(10月9日)
市場介入金利	3.10%→3.30%

### ◆オランダ銀行、政策金利を引き上げ

オランダ銀行は、10月9日、政策金利を以下のように引き上げることを発表した（（ ）内は実施日）。

	(10月10日)
債券担保貸付金利	2.50%→2.75%

### ◆ベルギー国立銀行、政策金利を引き上げ

ベルギー国立銀行は、10月9日、政策金利を以下のように引き上げることを発表した（（ ）内は実施日）。

(10月10日)

公定歩合	2.50%→2.75%
中心金利	3.00%→3.30%
限度内貸出金利	4.25%→4.55%

### ◆デンマーク国立銀行、政策金利を引き上げ

デンマーク国立銀行は、10月9日、政策金利を以下のように引き上げることを発表した（（ ）内は実施日）。

	(10月10日)
公定歩合	3.25%→3.50%

### ◆オーストリア中銀、政策金利を引き上げ

オーストリア中銀は、10月9日、政策金利を以下のように引き上げることを発表した（（ ）内は実施日）。

	(10月17日)
入札金利	3.00%→3.20%

### ◆韓国銀行、1997年の実質GDP成長率見通しを上方修正

韓国銀行は、10月8日、1997年の実質GDP成長率見通しを前年比+6.1%に上方修正した（同見通しの修正状況：1996年11月時点+6.4%→1997年3月時点+6.0%→4月時点+5.5%～+6.0%→7月時点+6.0%→今回+6.1%）。

## ◆台湾中央銀行、預金準備率を引き下げ

台湾中央銀行は、9月25日、一段の金融自由化、および金融市場の流動性需給の緩和を企図して、預金準備率を以下のとおり引き下げた。

(単位 %)

当座預金	普通預金	定期預金	貯蓄預金	
			普通	定期
22.00	20.00	8.40	12.50	6.40
↓	↓	↓	↓	↓
21.25	19.25	8.25	11.75	6.25
(▲0.75)	(▲0.75)	(▲0.15)	(▲0.75)	(▲0.15)

(注) 前回改定は、1996年8月24日。( )内は下げ幅。

## ◆フィリピン銀行協会、ペソの変動幅を設定

フィリピン銀行協会は、10月6日、フィリピン・ペソの対米ドル為替レート変動幅をレファレンス・レート（前営業日午後の取引の加重平均レート）の最大±4%以内とする取引規則を制定し、翌日から実施した。

## ◆タイ新憲法が発効

9月27日、タイ国会において新憲法草案が賛成多数で可決され、新憲法は、10月11日、プミポン国王の署名を経て即日発効した。

旧憲法からの主な変更点は、以下のとおり。

- ① 下院選挙を、中選挙区制から小選挙区比例代表併用制へ移行
- ② 上院議員を直接選挙で選出（従来は国王による任命制）
- ③ 国会議員の資格を大学卒以上とし（議員経験者を除く）、閣僚との兼務を禁止
- ④ 政府から独立した組織として、政治腐敗防止のための反腐敗委員会を設置
- ⑤ 首相、閣僚の資産公開実施

## ◆香港特別行政区政府行政長官、臨時立法会で施政方針を発表

香港特別行政区政府の董建華行政長官は、10月8日、臨時立法会において初の施政方針演説を行い、2001年までに教育、福祉、住宅、インフラ等に総額880億香港ドルの投資を行う方針を明らかにした。また、住宅政策に関する主な施策は以下のとおり。

- ① 公共、民間合せて毎年85千戸の住宅を供給する。
- ② 今後8年間で665ヘクタールの住宅用地を供給する。
- ③ 住宅を初めて購入する世帯に対し、今後5年間、毎年6千世帯に1世帯当り60万香港ドルを限度に、民間金融機関の住宅ローンに比べて条件の緩い貸付を供与する。

## ◆インドネシア政府、政府関連プロジェクトの延期・再検討を発表

インドネシア政府は、9月23日、大統領令により総額約111兆2千億ルピアの政府関連プロジェクトを延期ないし再検討すると発表した。

### ◆中国共産党、第15回党大会を開催

中国共産党は、9月12日から18日までの間、第15回全国代表大会（党大会、5年毎開催）を開催し、今後5年間の党の基本方針を決議するとともに、党中央委員等の選出を行った。主要決定事項は以下のとおり。

- ① 公有性の定義を拡大することにより、国有企業の株式会社化を加速し、「国民経済の支柱である」国有企業の経営改善を促進する。
- ② 党規約に鄧小平氏の個人名を記し、改革・開放政策の基盤である「鄧小平理論」を正式に党の指針とする。
- ③ 党中央委員、政治局委員、同常務委員を選出。

### ◆中国政府、関税率を引き下げ

中国政府は、10月1日、関税率（平均）を23%から17%に引き下げた。今回引き下げ対象となったのは、関税対象品目の7割強に当たる4,874品目。

### ◆ニュージーランド準備銀行、実質GDP成長率見通しを改訂

ニュージーランド準備銀行は、9月18日に発表した経済見通しの中で、1997年度（1997年4月～1998年3月）の同国実質GDP（生産ベース）成長率見通しを+1.7%（6月時点：+2.0%）に下方修正した一方、1998年度については個人消費や輸出の回復を見込んで、+3.8%（同+3.6%）に上方修正した。